

1. オープンアクセス方針について

公立大学法人大阪府立大学（以下「法人」という。）は、法人の教職員による学術研究成果をインターネット上で広く無償で公開するために、「公立大学法人大阪府立大学オープンアクセス方針」（以下「方針」という。）を策定しました。これにより法人の教職員は、2017（平成 29）年 4 月 1 日の施行後に発行された学術研究成果をオープンアクセスとし、それができない場合は適用除外を届け出るようになります。

参照「公立大学法人大阪府立大学の学術研究に係る行動規範」

前文「研究者の判断と行動が学術研究の発展に寄与し、人類の知的領野の拡大に貢献するには、研究の成果を公開して社会に対する説明責任を果たし、研究が公正に行われていることを示さなければならない。それなしには学術研究の高い質は保証されない。」

17（法人の責務）「法人は、この行動規範を実効性あるものにするため、以下のことを実施し、管理・統括する責務を有する。

- 1) 研究者倫理の向上のために必要な教育啓発（教育カリキュラムを含む。）の計画と実施
- 2) 研究における公正の実現と不正の防止に必要な環境の計画と整備
- 3) 研究におけるコンプライアンス確立のために必要な支援と監督
- 4) 研究者の不正行為に対する適切な対応

2. オープンアクセスの意義とメリット

学術研究成果をオープンアクセスとすることで、研究の成果を社会に公開して説明責任を果たすだけでなく、研究成果の共有と再利用が進み、新しい学術研究の創出を促す可能性が高まります。

また、次のようなメリットがあります。

- インターネット上で全世界から無料で論文を読んでもらうことができる。
- 被引用回数が増える。
- 研究成果の独自性や初発性を広く示すことができる。
- 研究成果に対する評価を広範囲から得ることができる。

3. 方針の適用範囲

方針の適用範囲となる学術研究成果とは、公的研究資金（競争的研究資金、公募型研究資金、運営費交付金等）を用いた研究の成果である論文（学術雑誌論文、会議発表論文、紀要論文等）のうち、以下の 2 要件のいずれも満たすものを指します。査読の有無は問いません。

- 1) 方針施行後に発行されたもの（施行前に方針と異なる内容の契約を出版社と締結しているものは除く）
- 2) 法人の教職員が著者であるもの

※上記以外の学術研究成果（研究ノート、書評等）、学術研究成果以外のもの（教材、報告書、種々の学内刊行物等）も、著者が希望すれば「公立大学法人大阪府立大学リポジトリ」（以下「OPERA」という。）で公開することができるのはこれまでのとおりです。

4. オープンアクセスにする方法

- 1) 次のような方法でオープンアクセスにすることができます。
 - OPERA（1 年程度を猶予期間として非公開にする設定も可）
 - 他大学等の機関リポジトリ
 - 著者が APC（Article Processing Charge）を負担してオープンアクセスにする選択をした場合、出版社ウェブサイト等

- 2) 次のような場合はすでにオープンアクセスになっています。
- オープンアクセス・ジャーナルに掲載されている。
 - J-Stage等の学術論文サイトでオープンアクセスになっている(オープンアクセスとするまでに1年程度の猶予期間が設けられている場合も含む)。
 - プレプリント版、ポストプリント版等が、学術論文サイトでオープンアクセスになっている。たとえば、次のような非営利の学術論文サイトがそれにあたります。いずれも会員登録を求めないサイトです。

arXiv (コーネル大学)、AgEcon (ミネソタ大学)、PubMed Central (米国国立医学図書館・国立バイオテクノロジー情報センター)

※上記以外にも同種の学術論文サイトがあれば、ご連絡ください。

※Research Gate、Facebook等のSNSは商業的なウェブサイトであり、そこに論文等を掲出しても、方針に定めるオープンアクセスではありません。また著者本人のウェブサイトは、継続性の保証がありませんので、方針に定めるオープンアクセスではありません。

なお、方針はオープンアクセス・ジャーナルへの投稿を推奨するものではなく、投稿先の選択は著者の自由に任されています。

5. OPERAでオープンアクセスにする場合

OPERAでオープンアクセスにする場合、著者は電子データの提供をすることになります。購読型ジャーナルに掲載の学術研究成果については、著者が著者最終版を提供します。法人の部局等で刊行する紀要等に掲載の学術研究成果についても、電子データの提供は原則としては著者の行為ですが、実際には紀要等の編集委員会を通じて行われます。

6. 著者が提供する著者最終版とは

購読型ジャーナルで、その版面(発行者版)の著作権を出版社が有している場合は、著者最終版をOPERAのために提供していただきます。出版社によっては、著者が機関リポジトリ等でオープンアクセスにする際の著者最終版用フォーマットを用意していることがあります。そうしたフォーマットの用意がない場合は、著者本人が管理する著者最終版を提供することになります。

7. これまでのOPERAでの公開と何が違うか

これまで法人の「リポジトリ運用指針」では、OPERAに論文の「登録」をするのは著者の行為とされてきました。方針では、「登録」「公開」は法人の行為であり、著者はそのために必要な電子データの「提供」を行います。

法人が行う登録、公開では著作権の移転はなく、著者が法人に対して、著作権のうちの公衆送信権と複製権の行使に関する許諾を与えるだけです。その際、その許諾は非排他的なものであり、つまりOPERA以外の機関にも許諾を与えることを妨げるものではありません。

8. 適用除外について

出版社との契約でオープンアクセスにできない、共同研究者、研究対象者との契約等でデータの公開ができない、研究の内容がインターネット上での公開になじまない等の理由により、方針の適用除外とすることができます。適用除外とする場合の手続きについては、教員活動情報データベースを活用した簡略な方法を検討の予定です。

また法人の部局等で発行する紀要等に掲載の論文で、その紀要等の編集委員会が著作権を有するものとされる場合、オープンアクセスを希望しない著者は編集委員会に対して、その旨及び希望しない理由を届け出れば、それをもって適用除外の申請とみなすことができます。